

「新時代の教育のための国際協働プログラム」委託事業
公募要領

令和3年6月15日
文部科学省大臣官房国際課

1. 事業名

「新時代の教育のための国際協働プログラム」委託事業

2. 趣 旨

G7教育大臣会合やG20教育大臣会合等の枠組みにおいて、国連持続可能な開発目標(SDGs)の達成やSociety5.0時代の到来に対応するための国際社会に共通の教育課題等への対応が求められている。このことを踏まえ、諸外国の豊かな経験を相互に学び合い、教育分野における諸外国との関係強化を図ることにより、多様化する教育課題に対する教育実践等の改善に資するため、「『新時代の教育のための国際協働プログラム』委託事業実施要項」に基づき、「新時代の教育のための国際協働プログラム」委託事業の企画提案を以下の要領で公募する。

3. 事業の内容

本事業の委託を受けた団体(以下、「受託団体」という。)は、下記(1)及び(2)の事業それぞれについて、実施条件を満たす具体的な実施計画を設定した企画提案を作成すること。なお、(2)の事業については、毎年度、公募及び外部有識者による審査の上、事業テーマに関する知見及び実績等を有する団体に再委託して実施すること。

本事業の実施に当たっては、両事業で得られる知見及び成果を相互に活用するとともに、成果の普及に当たっては相乗効果が得られるよう取組み、事業全体の成果の最大化及び効率化を図ること。

(1) 初等中等教職員国際交流事業

文部科学省と相手国政府との合意に基づき、これまでの相手国との初等中等教育の教職員交流の実績を踏まえて、教職員の招へい及び我が国の教職員の派遣を行い、これらの交流を通じて、日本と諸外国の教職員の持続可能なネットワークの構築を行うとともに、学校間の国際交流の促進等に関する調査・研究を行い、報告会及びワークショップの開催等を行う。

企画提案

相手国の教職員の招へい及び日本の教職員の相手国への派遣を実施すること。

< 想定される取組例 >

交流受入れの意向調査

訪問時期や訪問先及び会場の調整

教育効果の高い招へいプログラムの策定

(プログラム策定にあたってのポイント(例))

- ・教師同士の意見交換や日本文化と諸外国文化の体験など参加型の視察プログラム
- ・特別支援教育、英語教育などの教育政策に係る日本と諸外国との現状と課題を把握できるプログラム

プログラムのフォローアップの実施

(フォローアップの例)

- ・参加者に対するアンケート実施
- ・派遣先、訪問先機関に対するアンケート実施

上記招へい及び派遣に参加した日本と諸外国の教職員の持続可能なネットワーク（交流サイトを含む）の構築を行うこと。

< 想定される取組例 >

交流校との連絡先の集約・仲介

日本と諸外国の教職員が参加する交流サイトの運用

調査・研究に関する報告書の作成、報告会及びワークショップの開催等を行うこと。

< 想定される取組例 >

学校間交流の現状や交流プログラムの体験談等の集約・公表

各学校に対する交流促進に関する指導・助言や研修会の実施

調査結果に関する報告会等の実施

きめ細やかな情報提供・相談対応等

実施条件

(イ) 共 通

招へい及び派遣の人数・時期・期間・活動内容及び事業の実施等について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、代替手段等も含め、文部科学省と十分に協議しながら進めること。

事業の実施に当たっては、具体的な実施の内容（目的、日程、参加者数、参加資格、渡航費等）を記した実施要項を日本語及び英語で作成すること。

招へい・派遣の期間：7日間程度

令和3年度の相手国政府・実施機関（予定）

相手国	政 府	実施機関
韓 国	教育部	韓国ユネスコ国内委員会
中 国	教育部	
タ イ	教育省	
インド	人的資源開発省	国際NGOインド環境教育センター (C E E : Centre for Environment Education)

令和3年度以降も基本的には同様の予定。ただし、新しい国の追加の可能性がある。

令和3年度の人 数（予定）

相手国	招へい・派遣	人 数（予定）
韓 国	招へい	50名程度
	派 遣	50名程度
中 国	招へい	25名程度

	派遣	25名程度
タイ	招へい	15名程度
	派遣	5名程度
インド	招へい	15名程度
	派遣	

令和4年度以降も基本的には同じ程度の規模の予定。ただし、新しい国の追加及び各国の招へい・派遣人数の変更の可能性はある。

(ロ) 招へい

日本の自治体（教育委員会・学校等）等に対して、招へいする教職員の受入希望調査を行い、受入自治体等を選定すること。選定された受入自治体等と密に連携して、招へい日程を計画し事業を実施すること。

相手国実施機関に対して、招へいする教職員の推薦を依頼し、候補者の情報提供を受けること。

日本到着時のオリエンテーション及び出発前の報告会を開催すること。

招へいする教職員に対して、文部科学省が日本の教育政策についてブリーフ・交流する機会を設けること。また、在日本の相手国大使館にも招へいの情報を適宜共有するとともに、交流する機会を調整すること。

参加教職員に対して、本事業より下記の経費を負担すること。

< 招へいの場合 >

- ・往復国際航空運賃
- ・日本国内交通費
- ・宿泊・食事（日本滞在中）
- ・その他（教育・文化施設の入場料及び記念品等）

(ハ) 派遣

派遣日程は、基本的に相手国実施機関が調整・実施するため、当該機関とよく連携して調整を進めること。

派遣する教職員の募集について、前年度の招へい事業での受入自治体等及び本年度の招へい事業で予定している受入自治体等に推薦を依頼するとともに、広く全国の教職員を対象として公募すること。

日本出発前のオリエンテーションを開催すること。

派遣する教職員に対して、文部科学省が相手国の教育政策についてブリーフ・交流する機会を設けること。

参加教職員に対して、本事業より下記の経費を負担すること。

< 派遣の場合 >

- ・往復国際航空運賃 中国に限る（中国は招へいも計上）
- ・日本国内交通費

旅券は、参加教職員各自の負担で準備してもらうこと。

参加教職員各自の責任において、必ず参加前に海外旅行傷害保険に加入してもらうこと。

(2) 教職員交流を通じた国際比較研究事業（再委託業務）

G7教育大臣会合（平成28年5月開催）で採択された「倉敷宣言」を含む「G7教育大臣宣言」及び「G20教育大臣宣言」において取り上げられた教育課題等について、諸外国の先進的な取組を事前調査の上、初等中等教育機関の教職員を当該国（複数国も可）に短期に派遣して、経験や課題を相互に学び合うための教育実践活動等や現地教職員との交流及び現場体験に基づく国際比較研究を実施し、成果報告書の作成及び成果報告会の開催等を行う。

企画提案

毎年度、公募及び外部有識者による審査の上、事業テーマに関する知見及び実績等を有する団体に再委託して実施すること。

再委託事業の公募に当たっては、事業テーマを文部科学省へ提案すること。

再委託事業の実施状況管理及び実施団体への助言等を行い、成果の最大化を図ること。

成果報告書及び提言の作成、合同成果報告会・ワークショップの開催等を行うとともに、ホームページ等を通じた情報発信により、成果の広範な普及を図ること。

実施条件

(イ) 事業テーマ

事業テーマについては、本事業の趣旨並びに「G7教育大臣宣言」（「倉敷宣言」）を含む）及び「G20教育大臣宣言」（別紙参照）において取り上げられた教育課題等を参照し、文部科学省へ提案すること。

< 事業テーマの例 >

- ・ Society5.0 時代に向けた新たな教育

（事業の例）

- ・ 創造的問題解決能力の育成
- ・ ICT や先端技術を活用した効率的な学びの在り方や校務の効率化
- ・ ポストコロナに向けた新たな教育環境の整備
- ・ 持続可能な開発のための教育（ESD）の先進事例比較研究

- ・ インクルーシブ（包括的）で公平な教育

（事業の例）

- ・ 多様なバックグラウンドを持つ児童生徒への支援に関する海外比較研究
- ・ 通級による指導（特別支援教育）やICT機器を活用した特別支援教育の在り方
- ・ 2E（Twice Exceptional 二重に特別な）の児童生徒への教育の在り方
- ・ 男女平等と女性の社会的地位向上に資する学校教育

(ロ) 再委託の具体的な事業内容

事前調査の実施

< 想定される取組例 >

- ・ 事業テーマの国際的な状況に関する事前調査

・事業テーマに関する我が国の先進的・特徴的な取組に関する事前調査
教育実践活動等及び教職員交流の実施

< 想定される取組例 >

- ・事業テーマに関して先進的な取組を行う国（複数国も可）の教職員派遣受入教育機関との調整
- ・国内初等中等教育機関及び派遣教職員との調整
- ・教職員交流プログラム（教育実践活動等）の策定・実施
- ・教職員派遣の事前・事後研修等の企画・運営
- ・教職員派遣に係る各種事務手続

国際比較研究の成果の取りまとめ・活用・普及

< 想定される取組例 >

- ・成果報告書及び提言書の作成・ホームページ等での公表
- ・成果発表会及びワークショップ等の開催
- ・国内外の教育関係学会における成果発表
- ・教職員研修及び免許更新講習等における成果の活用・展開
- ・国内初等中等教育機関における成果の共有等
- ・受託団体が企画・運営する合同成果報告会への参加・協力

留意事項

- ・実施体制は、教育委員会や関係団体等、教職員派遣を担える団体と連携したコンソーシアム型が望ましい。
- ・派遣教職員には現職の指導主事や指導教諭等を含めることが望ましい。
- ・教職員交流プログラム及び国際比較研究に不可欠な大学教員等がいる場合は、派遣しても差し支えない。
- ・幅広い教育現場や関係団体との連携実績があり、成果の普及が見込めることが望ましい。
- ・事業テーマに関して先進的な取組を行う国（複数国も可）の教育機関等との連携・交流実績があることが望ましい。
- ・旅券については、参加教職員各自の負担で準備してもらうこと。
- ・海外旅行傷害保険については、参加教職員各自の責任において、必ず渡航前に加入してもらうこと。

（八）再委託の公募対象

事業テーマに関する知見及び実績を有し、国内外の関係教育機関等と密接な連携を図ることができる以下の団体とする。コンソーシアムの場合も以下の団体が代表する。

- ・日本国の法人格を有する団体
- ・都道府県又は市町村の教育委員会

（二）再委託の事業期間・事業規模・採択予定数

再委託事業期間：各年度の委託契約日～3月31日

再委託事業規模：各年度の上限は、50,000千円程度（4件程度の総額）

ただし、予算の状況等によっては各年度の上限に変動が生じる可

能性がある。

再委託事業採択予定数：各年度 4 件程度

(ホ) 留意事項

再委託事業における国際比較研究のモニタリング・助言・取りまとめ・報告等を適切かつ効果的に行うことができる実施方法・体制等を整備すること。

再委託事業の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、代替手段等も含め、文部科学省と十分に協議しながら進めること。

再委託先の公募については、実施要項、実施要領及び公募要領等を策定した上で、広く全国を対象とした効果的な周知方法により、本委託契約の締結後すみやかに実施すること。

公募による再委託先の選定については、審査要領及び審査基準等を策定した上で、外部有識者による審査により行うこと。なお、審査の実施に必要な外部有識者への謝金・旅費等は適宜支給すること。

4. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

以下の(1)～(3)を満たす団体とする。

- (1) 教育分野(特に初等中等教育)に関連する知見及び国際交流(受入及び派遣)の実施の経験を有し、日本及び相手国の関係団体(教育委員会、学校、相手国実施機関等)・参加教職員と円滑に連携できる法人格を有する団体とする。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

5. 事業期間・事業規模・採択予定数

- (1) 事業期間：令和3年度～令和5年度(3か年)(予定)

ただし、契約は単年度毎とする。事業の実績及び予算の状況等を勘案し、審査の上適当と認められるときは、次年度以降引き続き契約を締結できる。

- (2) 事業規模：各年度の上限は、124,737千円(再委託に係る経費も含む)

ただし、予算の状況等によっては各年度の上限に変動が生じる可能性がある。

- (3) 採 択 数：1件(予定)

6. 選定方法及び選定結果の通知

審査は、本委託事業を選定するための審査委員会を設置して行う。審査方法については別添「審査基準」のとおり。選定終了後すみやかに全ての提案者に選定結果を通知する。

7. 公募説明会の開催

(1) 開催日時：令和3年6月24日(木曜日) 14:00 - 15:00

(2) 開催場所：オンライン(Webex)で実施する。

説明会への参加を希望する団体は、所属、氏名、連絡先(電子メール・電話番号)を記載の上、令和3年6月23日(水曜日)14時までに電子メールで連絡すること。(連絡先：kokusai@mext.go.jp)

8. 参加表明書の提出

参加表明書の提出は不要とする。

9. 企画提案書の提出方法・提出書類・提出期限

(1) 提出方法

- ・電子メールによる提出とする。(提出先：kokusai@mext.go.jp)
- ・下記(2)に示す全ての提出書類の電子ファイルを電子メールに添付の上、送信すること。なお、企画提案書(様式1)はMS WORD形式、その他の書類は全てPDF形式とする。
- ・電子メールの件名は、「【提出】『新時代の教育のための国際協働プログラム』委託事業企画提案書」とすること。
- ・電子ファイルを含め、電子メールの容量が5MBを超える場合は、アップロード用のURLを送付するため、提出期限前日の令和3年7月5日(月曜日)12時までにその旨を連絡すること。
- ・電子メール送信上の事故(未達等)について、文部科学省は一切の責任を負わない。
- ・受信通知は、送信者に対して電子メールにて返信する。
- ・団体の長が申請者となること。

(2) 提出書類

企画提案書(様式1)

用紙サイズはA4縦判、横書きとし、電子ファイルはMS WORD形式とする。

団体の概要がわかる資料

寄付行為、定款又会則等団体の根拠を示す資料、役員名簿、事務局体制図(職員数明記)、事業報告書、収支決算書、財務諸表、その他の団体の概要等(国、地方公共団体の機関、文部科学省所管の機関等である場合は不要)

審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等の写し(認定等を受けている場合)

誓約書(別添)

下記10.を必ず確認すること。

その他必要と思われる資料

(3) 提出期限

令和3年7月6日(火曜日)17時必着

全ての提出書類をこの期限までに提出すること。

電子メールでデータを送信した書類については、送信時に提出されたものとみなす。提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の差替えは認めない。

10．誓約書の提出

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書（様式1）の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出すること。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合は、その再委託先の誓約書も提出すること。
- (2) 前項の誓約書を提出しない者、虚偽の誓約をした者又は誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書は無効とするものとする。

11．契約締結に関する取り決め

(1) 契約額の決定方法

採択決定の後、採択者と契約額及び契約の条件等について調整を行う。契約額については、文部科学省が企画提案書（所要経費内訳を含む）と参考見積価格等を精査し、本委託の実施要項等で経費として認めているもの以外の経費、業務の履行に必要な経費及び過大に見積もられた経費などは負担しない。したがって、契約額は、上記5．

(2)の事業規模で提示する各年度の上限額とは必ずしも一致しないので、その点を承知しておくこと。また、契約額及び契約の条件等について双方の合意が得られない場合には採択決定を取り消すこととなるので、その点についても承知しておくこと。

(2) 契約締結前の執行

国の契約は会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、たとえ本事業に採択されたとしても双方が契約書に押印していない間は事業に着手することはできない。したがって、それ以前に採択者が要した経費についても国は負担することはないので、その点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めること。なお、業務の一部を別の者に再委託先する場合は、その再委託先にも伝えておくこと。

12．スケジュール

- (1) 提出期限：令和3年7月6日（火曜日）17時必着
- (2) 審査：令和3年7月上旬
- (3) 採択通知：令和3年7月中旬
- (4) 契約締結：令和3年7月下旬

13．その他

- (1) 企画提案書等の作成費用は、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。
- (2) 採択件数は、現時点での予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は審査委員会が決定する。
- (3) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- (4) 事業実施に当たっては、契約書及び事業計画書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など、企画提案書に記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場

合には、速やかに発注者に届け出ること。

- (5) 審査終了後ただちに採択者と契約に向けた手続に入る。すみやかに契約を締結するため、遅滞なく以下の書類を提出すること。業務計画に再委託が予定されている場合は再委託先にも周知しておくこと。

[契約締結に当たり必要となる書類]

事業計画書（所要経費内訳及び参考見積書を含む）

委託業務に係る経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費給規定、見積書など）

再委託業務の所要経費内訳（様式自由）

再委託業務がある場合に提出すること。なお、上記3.(2)教職員交流を通じた国際比較研究事業（再委託業務）については、契約締結後の公募により決定するため、契約締結時には提出不要。

個人情報管理体制

別紙（銀行口座情報）

1.4. 連絡先・提出先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省大臣官房国際課

TEL : 03-5253-4111（内線 3046） FAX : 03-6734-3669

Email : kokusai@mext.go.jp

電子メールで質問する際は、電子メールのタイトルを「【問合せ】」とすること。

「G7教育大臣宣言」及び「G20教育大臣宣言」について

G7教育大臣会合 倉敷宣言(2016年)(原文・日本語仮訳併記)

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/06/17/1370953_2_3.pdf

G20教育大臣会合 教育大臣宣言(2018年)(原文)

http://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/g20/_icsFiles/afieldfile/2018/09/07/1408825_01_1.pdf

G7教育大臣会合 教育大臣宣言(2019年)(原文)

https://www.mext.go.jp/b_menu/activity/detail/pdf2019/20190704.pdf

G20教育大臣会合 教育大臣宣言(2020年)(原文)

https://www.mext.go.jp/en/content/20200915-mxt_kokusai-000009934_01.pdf

(参考)事業テーマ(例)の教育大臣宣言における関連箇所

1)【事業テーマ(例)】Society5.0時代に向けた新たな教育

G7教育大臣会合 倉敷宣言(2016年)

<主な関連箇所(抜粋・仮訳)>

18. 我々は、固定観念を変え、STEM(科学・技術、工学、数学)を含む全ての分野において、女性が積極的に参画できる平等な機会を保障する重要性を認識する。また、理工系(STEM)分野への潜在的なキャリアの意識づけやそうしたキャリアを目指す女性への支援などを通じて、産業革新や技術革新においてリーダーシップを発揮したり、その他様々な重要な役割を果たす女兒・女性への更なる教育を推進し続ける。また、我々は起業における女性の役割の重要性について普及啓発や支援を行うべきである。

20. 我々は、教育・訓練と技術革新の影響を受けた雇用とのつながりを改善するため、特に情報通信技術(ICT)や理工系(STEM)分野における教育・訓練の適切な見直しにより、すべてのバックグラウンドの人々が社会的・経済的变化を主導し、適応し、同化することができるような、仕事に関連する汎用的なスキルの習得を促進し、社会的包摂に貢献する。また、我々は、理工系(STEM)分野のほかアートやデザインを含む他の分野も重視した総合的なアプローチが、柔軟な思考、挑戦、創造的な問題解決を促し、新たなイノベーション創出につながり得る可能性を認識する。

G20教育大臣会合 教育大臣宣言(2018年)

<主な関連箇所(抜粋・仮訳)>

9. 社会の変化やAI、ビッグデータ、IoT等の技術革新に対応した教育が重要。経済や労働市場の変化は教育や訓練のシステムに大きな影響を与える。各国や地域ごとの多様性を踏まえつつ、あらゆる教育段階のカリキュラムや教授法の開発には、新たな知識や21世紀型スキルが考慮されるべき。カリキュラムや教授法は、エビデンスに基づく実践や将来の雇用の動向を反映するとともに、主要な関係者との協力によりデザインされるべき。

14. 男女平等と女性の社会的地位の向上に係る国際的な取り組みを歓迎する。すべての女性が安全な学習環境のもとで、包括的で質の高い教育に平等にアクセスできることが女性のエンパワーメントに不可欠であるとの認識を共有。また、STEM 分野に多くの女性が参加することを促す。

2) 【事業テーマ(例)】インクルーシブ(包括的)で公平な教育

G7教育大臣会合 倉敷宣言(2016年)

<主な関連箇所(抜粋・仮訳)>

4. 教育によって、基本的な価値観である生命の尊重、自由、民主主義、多元的共存、寛容、法の支配、人権の尊重、社会的包摂、無差別、ジェンダー間の平等を促進するとともにシティズンシップを育成することは、極めて重要である。

15. 我々は、困難な状況にいる子供や若者(例:移民・難民、社会的・経済的に不利な状況にいる子供、障害のある児童生徒、虐待やいじめに苦しんでいる子供、不登校になっている子供、就業、就学、職業訓練をしていない若者(NEET)、性的指向や性自認を理由とした差別に苦しんでいる子供)がさらされやすい排他や疎外、格差や不平等の解消が喫緊の課題であることを認識する。このため、我々は、それぞれのバックグラウンドや環境に関わらず全ての若者が幸福感を抱き、生活や仕事に必要な知識やスキルを習得できるインクルーシブで公平な成果に届くための教育が保障されるよう最善の努力をする。さらに、我々は、個性や多様性が尊重され、全ての子供や若者が自らの可能性や長所を最大限に活かすことができるような教育環境を実現することを約束する。

G20教育大臣会合 教育大臣宣言(2018年)

<主な関連箇所(抜粋・仮訳)>

4. 教育は子供・若者・成人の個人の確立と可能性を最大化すべく、知識・スキル・価値観・振る舞いを提供するものである。教育は、貧困を減らし、活発な市民活動の促進し、世界中に平和で、インクルーシブ(包括的)で、繁栄した社会をもたらすことに貢献する。

21. 他国や異なる宗教、文化、言語、視点を理解し尊重することが不可欠である。(中略)教育機関間に共通する価値の共有を促進する。

文部科学省で要旨を仮訳したものであるため、詳細は原文を確認すること。